

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 平成31年2月28日（木）午前9時59分～午後0時4分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、小林委員、小堀委員、坂本委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、西川委員、平林委員、藤倉委員、宮越委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び土壌汚染に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響調査計画書	・中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	平成31年1月15日
2 事後調査報告書	・一般国道16号横浜町田立体建設事業（工事の施行中その11）	平成30年12月28日
	・国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間）建設事業（工事の施行中その5）	平成31年1月18日
	・大日本印刷市谷工場整備事業（Ⅲ期工事の施行中その1）	平成31年1月21日
	・南山東部土地区画整理事業（工事の施行中その9）	平成31年1月28日
	・（仮称）新滝山街道（八王子市丹木町一丁目～あきる野市牛沼）建設事業（工事の完了後その2）	平成31年1月29日
	・光が丘清掃工場建替事業（工事の施行中その1）	平成31年2月4日
	・西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業（工事の施行中その14）	平成31年1月10日
	・府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線（府中市西原町二丁目～国立市谷保間）建設事業（工事の施行中その1）	平成31年2月14日
3 変 更 届	・西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業（工事の施行中その1）	平成31年2月14日
	・虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	平成31年1月31日
4 着 工 届 （事後調査計画書）	・東京都市計画道路環状第2号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業	平成31年2月15日
	・川口土地区画整理事業	平成31年2月13日
5 そ の 他 （条例第90条に基づく報告等）	・町田市資源循環型施設整備事業	平成31年1月17日8

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会
速 記 録

平成31年2月28日(木)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前9時59分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、ちょっとお時間まだありますけれども、今日、かなり報告事項等ございますので、早速始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち18名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、平成30年度第10回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○柳審議会会長 わかりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから、平成30年度東京都環境影響評価審議会第10回総会を開催します。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申2件及び受理報告を受けることといたします。

最初に、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果につきまして平手第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料1をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案件について事務局から朗読してください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

読み上げさせていただきます。

平成31年2月28日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。別紙は、一枚おめくりいただきまして、2 ページ～4 ページにございます。2 ページをお願いいたします。別紙です。

「江戸川清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成 30 年 7 月 31 日に「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 4 ページにございます。

4 ページをお願いいたします。こちらが審議経過でございます。都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されませんでした。

2 ページにお戻りください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、計画地近傍には保育所、福祉施設及び住宅が存在していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動について、大型車交通量における本事業の割合が高い地点があり、また、現況においても騒音の環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【土壌汚染】

汚染土壌封じ込め槽を改変することはないとしているが、封じ込めによる対策は工事の完了後も継続することから、構造を明らかにした上で、機能が維持されるよう適切に管理すること。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成 30 年 7 月 31 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 4 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、関係区長である江戸川区長及び近隣県市長である市川市長からの意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見書の提出がございませんでしたので開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、江戸川区江戸川二丁目に位置する約 2 万 8,000m²の計画地において既存の清掃工場の建てかえを行うものであり、対象事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

次に答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、計画地近傍には保育所等が存在していることから、より一層の環境保全のための措置についても検討することを求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動について、大型車交通量における本事業の割合が高い地点があり、現況においても騒音の環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

最後に、土壌汚染の意見ですが、封じ込めによる対策は工事の完了後も継続することから、構造を明らかにした上で機能が維持されるよう適切に管理することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳審議会会長 答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

30 東環審第 32 号

平成 31 年 2 月 28 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案について（答申）

平成 30 年 7 月 31 日付 30 環総政第 283 号（諮問第 486 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次に「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果につきまして、

町田第一部長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしく申し上げます。

○町田第一部長 承知いたしました。

それでは、資料2をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をしてください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料5ページをお願いいたします。

資料2でございます。

平成31年2月28日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部長 町田 信夫

「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

6ページから8ページにかけて、その内容が書かれてございます。

6ページをお開きください。別紙です。

「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成30年9月27日に「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

8ページをご覧ください。

付表にある審議経過でございます。こちら、平成31年2月5日に都民の意見を聴く会が開催をされております。

それでは、また6ページにお戻りください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術

指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の最大値は評価の指標とした基準値を下回るとしているが、最大値出現地点付近には小学校等の配慮すべき施設が存在していることから、環境保全のための措置を徹底すること。

7 ページをお願いします。

2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音の増加レベルは0 から 1db 未満としているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

環境保全のための措置として、防風植栽、大屋根、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図るとしているが、計画地内には、不特定多数の人が利用する歩行者デッキや防災機能を備えた広場が整備される点にも留意し、良好な風環境を確実に確保するよう努めること。

【景観】

代表的な眺望地点及び眺望の状況について、高層住宅棟以外にも計画地東側の十二社通り沿いには別棟が建設されることから、可能な限り沿道から計画地内の計画建築物が把握できる地点を追加し、この地点からの眺望の変化の程度について予測・評価すること。

としてございます。

説明は以上でございます。

○町田第一部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成 30 年 9 月 27 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 2 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から1件の意見書の提出がありました。また、関係区長である新宿区長及び渋谷区長から意見が提出されております。この意見に対しまして、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、1名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、新宿区西新宿三丁目に位置する約4.8haの区域において共同住宅、業務施設、商業施設、駐車場等を新築する計画であり、対象事業の種類は高層建築物の新築及び住宅団地の新設でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、最大値出現地点付近には小学校等の配慮すべき施設が存在していることから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものなど2件でございます。

次に、風環境の意見ですが、防風植栽、大屋根等の設置により風環境への影響の低減を図るとしているが、計画地内には歩行者デッキや防災機能を備えた広場が整備される点にも留意し、良好な風環境を確実に確保するよう努めることを求めるものでございます。

最後に、景観の意見ですが、計画地東側の十二社通り沿いには別棟が建設されることから、可能な限り沿道から計画建築物が把握できる地点を追加し、この地点からの眺望の変化の程度について予測・評価することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

30 東環審第 34 号

平成 31 年 2 月 28 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について(答申)

平成 30 年 9 月 27 日付 30 環総政第 376 号(諮問第 488 号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

以上でございます。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは次に、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、受理関係について事務局から報告をいたします。

お手元の資料 3、9 ページをご覧ください。

本日の受理報告では、環境影響調査計画書が 1 件、事後調査報告書が 9 件、変更届 2 件、着工届 1 件、その他(条例第 90 条に基づく報告等)、これが 1 件となっております。

それでは、受理報告につきまして各担当から御説明をさせていただきます。

○森本アセスメント担当課長 それでは、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」の調査計画書について説明をさせていただきます。

説明は、お手元の水色の調査計画書の冊子に沿って説明をさせていただきます。

こちらの調査計画書の 1 ページをお願いいたします。

本件は、第一部会に付託してございまして、1月に文書諮問を行っている案件でございます。

事業者は、東京二十三区清掃一部事務組合。事業の名称は、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業。事業の種類は、廃棄物処理施設の設置でございます。

対象事業の概略でございますが、中央防波堤内側埋立地内東京都江東区青海二丁目地先に位置しまして、現在不燃ごみを処理している中防不燃ごみ処理センターの第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみをあわせて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものでございます。

表をご覧ください。

所在地は、江東区青海二丁目地先。計画地面積は、約8万5,700㎡。工事着工年度は、平成34年度の予定。完了年度は、平成39年度（施設稼働は平成38年度）の予定でございます。

処理能力は、不燃ごみ、粗大ごみが1,247t/日。内訳は、本破碎機が840t/日、35t/時間が2系統。それから、前処理設備が407t/日、33.9t/時間でございます。

建築物の概要は、受入ヤード（第一プラント側）が鉄骨造で高さ約22m、受入ヤード（第二プラント側）が鉄骨造で高さ約17m、破碎設備棟が鉄筋コンクリート造で高さ約16m、選別・搬出設備棟が鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）で高さ約28mでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらの図が対象事業の位置図でございます。図の中央の実線で囲まれた斜線の範囲が計画地でございます。計画地南側に中防内3号線が、また東側に建設中の中防内5号線がございます。

4ページをお願いいたします。

こちらは航空写真でございまして、右の5ページが対象事業の区域となります。図の施設配置については、現在の施設の配置を示してございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

今回の施設計画になりますが、既存と新施設の整備後の比較は表に示すとおりでございます。計画地は中央防波堤内側埋め立て地内に位置してございまして、東西水路を挟んだ中央防波堤外側処分場では現在も埋め立てが行われてございます。また、3ページの図に示しますとおり、計画地の東側では臨港道路南北線、中防内5号線の工事が行われ、それらの道路の東側では海の森プロジェクトによる海の森公園の整備が進められてございます。計画地周

辺は、埋め立て、公園、物流など現在も開発途中にある重要な地域で、一般の方が多く訪れる陸・海・空の玄関口としてふさわしい将来を見据えた計画としてございます。駐車場は7台分を設けるとしてございます。

表の施設の概要でございますが、第一プラント側の受入ヤードの高さ、第二プラント側の受入ヤードと選別・搬出設備棟、いずれも新施設のほうが高くなること、それから、選別・搬出設備棟の構造が一部鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造となることが主な相違でございます。

8ページをお願いいたします。

こちらが現在の施設配置図、それから右の9ページが今回の整備事業に伴う施設配置図でございます。工程は大きく2つの期に分かれてございまして、こちらは第Ⅰ期工事完了時の施設配置図、1枚おめくりいただきまして、10ページ、こちらが第Ⅱ期工事完了後の施設配置図でございます。

ここで、整備事業の工程について説明いたします。

お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

整備事業の工程は表に示すとおりで、期間は平成34年度～平成39年度の間でございます。第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながら工事を行うため、整備工事を第Ⅰ期工事と第Ⅱ期工事に分けて整備。第Ⅰ期工事を平成34年度～平成38年度の間とし、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第一プラント側）と第一プラントの跡地に新施設を整備し稼働。その後、第Ⅱ期工事として、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第二プラント側）の屋根を解体し、新たに屋根及び壁の設置工事を平成38年度～平成39年度の間で行うものでございます。第Ⅱ期工事完了後、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設は災害発生時の災害廃棄物処理に備え休止となるものでございます。

また、計画建築物の計画立面図は14ページ、15ページの図、それから完成予想図は16ページの図に示すとおりでございます。

17ページをお願いいたします。

こちら、設備概要でございます。現在、不燃ごみ、粗大ごみを処理している施設及び新施設の各設備概要はそれぞれの表に示すとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。こちらが処理フローとなっております。また、右の19ページがごみ処理の流れとなっております。

20ページをお願いいたします。

こちら、プラント設備の概略でございます。こちら、19 ページの図とあわせてご覧いただければと存じます。

受け入れ供給設備ですが、こちらは、ごみを受け入れ一時貯留するための貯留ヤードと、受け入れたごみを破碎設備や選別設備に供給するための受入ホッパやコンベヤー及び直接破碎機へ投入できない量、ベッドマット、木材、道路公園ごみ及び皮革類の前処理が必要なごみを破碎機へ投入可能な大きさまで処理する前処理設備で構成するものでございます。ごみ収集車両等によって搬入された不燃ごみ、粗大ごみは貯留ヤードに荷おろしし、不適物や前処理が必要なごみを事前に選別。貯留ヤードは3日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみは重機にて受入ホッパへ投入。事前選別した前処理が必要なごみはおのこの専用の貯留ヤードを設置し、ヤード内で前処理を行うとしてございます。

破碎設備は、不燃ごみ、粗大ごみの両方の破碎処理を行う破碎機及び防爆設備で構成。不燃ごみには火災等の要因となるスプレー缶などの混入が見込まれるため、破碎機内部に蒸気を吹き込んで酸素濃度を下げ、可燃性ガスの防爆を行うとしてございます。

選別設備は、鉄、アルミ、不燃物及び可燃物の選別を行うための磁選機、ふるい選別機、アルミ選別機で構成。破碎処理後の破碎物は、磁選機にて鉄を選別した後、ふるい選別機にて粒度選別し、不燃物、可燃物に選別。また、破碎物にはアルミが含まれるため、アルミ選別機にて選別除去し、貯留・搬出設備へ搬送するとしてございます。

貯留・搬出設備は、選別された鉄、アルミ、不燃物及び可燃物を一時貯留するための設備と、搬出車両に積み込みを行う設備で構成。鉄、アルミはヤード方式、不燃物はサイロ方式、可燃物はコンパクトテナ方式やビット方式の併用としてございます。

集じん・脱臭設備は、受入ヤード出入り口に受入ヤード自動扉、エアカーテンなどを設置し、臭気の漏出防止対策を図り、プラント各所の粉じんや臭気成分を含む空気は、バグフィルターにて粉じんを除去し、脱臭装置により脱臭を行い、外部に粉じんや臭気が漏れないようにするとしてございます。

汚水処理設備は、プラント排水などの汚水中に含まれる BOD、COD、SS、重金属などを除去するための設備で、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、下水道へ放流すると。処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分するとしてございます。

エネルギー計画は、施設で使用するエネルギーは、電気及び都市ガスを計画してございまして、太陽光発電を行う計画でございます。

給排水計画のうち排水計画は、プラント排水等は、汚水処理設備において、BOD、COD、SS、重金属などを下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流。汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認。pH などの異常が見られた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理するとしてございます。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わないとしてございます。構内道路などに降った雨水については、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流。初期雨水以外の雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水などとして利用するが、余剰分は雨水流出抑制槽に貯留した後、公共用水域に放流。雨水排水は、年 1 回以上測定を行い、水質を確認する計画でございます。

22 ページをお願いいたします。

緑化計画は、関係区の条例などを遵守し、緑化面積を確保するとしてございます。

右側 23 ページをお願いいたします。

工事工程でございます。工事は平成 34 年度に着手し、工事期間は 60 か月を予定。工程は表に示すとおりでございます。

少し飛びまして、132 ページをお願いいたします。

環境影響評価の項目でございます。

項目の選定手順は図に示すとおりでございます。選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの 7 項目でございます。

134 ページをお願いいたします。

選定した理由でございます。

大気汚染は、工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられること、また、工事の完了後において、ごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから、予測・評価項目として選定するとしてございます。

悪臭は、工事の施行中において、悪臭を発生させるような資材や建設機械は使用しないことから、予測・評価項目として選定はしませんが、工事の完了後については、新施設は不燃・粗大ごみの処理施設で生ごみなどの腐敗臭を発生する施設ではないものの、不燃・粗大ごみの処理過程において発生した臭気がプラント各所から漏れる可能性があることから、予測・評価項目として選定するとしてございます。

騒音・振動は、工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられること、また、工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両などの走行

による影響が考えられることから、予測・評価項目として選定してございます。

土壌汚染は、工事の施行中において、施設の建設により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出、土壌の取り扱いに慎重を期するため、予測・評価項目として選定してございますが、工事の完了後においては、表土を削ることはなく、プラント排水については、下水排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道に放流することから、工事の完了後については本事業による土壌汚染への影響はないと考察し、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

136 ページをお願いいたします。

景観でございます。工事の完了後において、施設の存在により、計画地及びその周辺地域の眺望景観に変化が生じると考えられることから、予測・評価項目として選定。

廃棄物は、工事の施行中において、既存建築物等の解体・撤去及び計画建築物などの建設により廃棄物、建設発生土が発生することから、予測・評価項目として選定。また、工事の完了後において、施設の稼働に伴い、鉄、アルミ、不燃物、可燃物及び脱水汚泥などが発生することから、予測・評価項目として選定するとしてございます。

温室効果ガスは、工事の完了後において、施設の稼働に伴う二酸化炭素の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから、予測・評価項目として選定するとしてございます。

右側、137 ページをお願いいたします。

選定しなかった項目及びその理由についてでございます。

最初に水質汚濁でございます。工事の施行中は、既存建築物などの解体工事及び計画建築物などの建設工事において発生する排水は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式などにより下水排除基準に適合するよう処理した後、下水道へ排水。周辺部の舗装面などに降った雨水については下水道へ排出することから、工事の施行中、水質汚濁への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。なお、今後行われる土壌汚染の調査によって、土壌汚染が確認されるなど地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにするとしてございます。

工事の完了後は、プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式により、BOD、COD、SS 及び重金属類を下水道排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道に放流。汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認。pH などの異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流

は行わないとしてございます。新施設の構内道路などに降った雨水については、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流。初期雨水以外の雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水などとして利用するが、余剰分は雨水流出抑制槽に貯留した後、公共用水域に放流するとしてございます。また、雨水排水は、年1回以上測定を行い、水質を確認する計画でございます。新施設では、雨水排水について、水質を確認することから、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

1枚おめくりいただきまして、138ページをお願いいたします。

地盤でございます。工事の施行中は、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋め立て護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨などにより地表面から供給されるとしてございます。掘削工事を実施する際は、不圧地下水の帯水層と考えられる埋土層を掘削しますが、遮水性の高い山どめ壁（SMW）の先端を難透水層まで根入れし、帯水層からの地下水の湧出を抑制することから、山どめ壁周辺の地下水の水位及び周辺の流況に与える影響は小さいと考察してございます。山留め壁（SMW）は崩壊を防ぐため、腹起こしに切梁を取りつけることから、掘削工事に伴う地盤の変形は小さいと考えられることから、工事の施行中、本事業による地盤への影響は少ないと考えられるため、予測・評価の項目として選定しないとしてございます。

工事の完了後は、地下構造物の存在により不圧地下水が存在すると見られる埋土層の一部が遮断されますが、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋め立て護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨などにより地表面から供給されるため、地下構造物の存在に伴う不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、地下水の水位の変化による地盤沈下に伴う地盤の変形はほとんどないものと考えられることから、工事の完了後、本事業による地盤への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

地形・地質でございます。計画地は埋立地に位置し、学術上または景観上特に配慮しなければならない特異な地形・地質は存在しないこと、また、大規模な掘削など、土地の安定性に影響を及ぼすような地形の改変を行わないことから、本事業による地形・地質への影響はないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

続いて、水循環でございます。工事の施行中については、地盤の項に示すとおり、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋め立て護岸で周囲の地盤から隔離されて

いることから、不圧地下水は主に降雨などにより地表面から供給されると。掘削工事を実施する際は、不圧地下水の帯水層と考えられる埋土層を掘削しますが、遮水性の高い山留め壁の先端を難透水層まで根入れし、帯水層からの地下水の湧出を抑制することから、山留め壁周辺の地下水の水位及び周辺の流況に与える影響は小さいと考察してございます。また、地下水のくみ上げを行う計画はないことから、工事の施行中、本事業による水循環への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

工事の完了後については、地下構造物の存在により不圧地下水が存在すると見られる埋土層の一部が遮断されますが、計画地は埋立地に位置しておりまして、埋土層は遮水性の高い埋め立て護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨などにより地表面から供給されるため、地下構造物の存在に伴う不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、周辺の地下水の水位の変化及び周辺の流況に与える影響は小さいと考えられるとしてございます。また、現況よりも多くの緑地を確保することで土壌の保水性を高めるほか、雨水流出抑制槽を設置し雨量のピーク時と排出をずらす計画であることから、工事の完了後、本事業による水循環への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

続いて、生物・生態系です。工事の施行中については、計画地は埋立地に位置し、既に不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設として利用されてございます。現存植生は118 ページの図に示すとおり、大部分が工場地帯及び造成地で、生物の生息に適した環境は少なく、また自然環境調査報告書及びオリパラ評価書によりますと、計画地周辺で確認された鳥類は、中央防波堤外側埋立地の開放水面や海の森公園内の樹木を主な餌場や休息場として利用しているほか、猛禽類は広範囲を餌場として利用する個体や上空を飛翔する個体が確認されてございます。なお、繁殖が確認された記録はございません。本事業は、既存施設の整備であり、現在の生息環境を直接改変することではなく、工事の施行中は、建設機械の稼働に伴い排出ガスや騒音なども発生しますが、計画地の近傍に限られるため、鳥類への影響はほとんどないと考えられることから、工事の施行中、本事業による生物・生態系への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

140 ページをお願いいたします。

工事の完了後については、計画地は既に不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設として利用されてございます。工事の完了後において、最高高さが地上約 28m の建築物が存在することになりますが、計画地周辺には同程度の建築物が既に存在していること、施設の

存在による鳥類への影響はほとんどないと考えられることから、工事の完了後、本事業による生物・生態系への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

続いて、日影でございます。計画地は埋立地に位置し、周辺地域に建築基準法に基づく日影規制指定区域はございません。参考として、仮に準工業地域の日影規制で既存施設の日影線を検討した場合、最高高さは約24mで、冬至日の2.5時間及び4時間日影線は仮想の規制範囲を超えておらず、また、計画地周辺には保育園、病院などの日影が生じることによる影響を特に配慮すべき施設は存在してございません。今回の計画建築物の最高高さは約28mで、既存施設の最高高さより4m程度高くはなりますが、冬至日の2.5時間及び4時間日影線は既存施設と同様に仮想の規制範囲を超えない計画としていることから、本事業により生じる日影が周囲に与える影響は小さいと考えられるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

続いて、電波障害でございます。計画建築物の最高高さは地上約28mで、電波障害が及ぶ範囲は計画地の近傍に限られ、周辺地域に電波障害を及ぼすおそれはないこと、また、計画地は埋立地に位置し、周辺地域に居住施設は存在していないことから、予測・評価項目として選定しないとしてございます。本事業に起因して新たな電波障害が生じた場合は、事業者の責任において適切な障害対策を講じるとしてございます。

続いて、風環境でございます。計画建築物の最高高さは地上約28mで、風環境に影響を及ぼすとされる60mを超える建築物ではないこと、また、計画地周辺の建築物の平均高さより五、六倍以上高い建築物でもないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害が起こるなど、生活環境に影響を及ぼすような風圧、風速の変化は小さいと考えられることから、本事業による風環境への影響は少ないと考えるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

続いて、史跡・文化財でございます。計画地は埋立地に位置し、法令などにより指定・登録された文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、予測・評価項目として選定しないとしてございます。ただし、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例などにに基づき適正な措置を講じるとしてございます。

続いて、自然との触れ合い活動の場でございます。計画地の周辺には海の森公園（海の森水上競技場）が存在しますが、現在整備中のため、利用状況や利用経路などを把握することはできないとなっております。海の森公園（海の森水上競技場）の交通アクセスとしまし

ては、中央防波堤内側埋立地の東方面にバス停を設置し、東京レポート駅及び新木場駅からの都営バス路線が検討されてございます。これらのアクセスルートは、本事業の工事用車両、ごみ搬入車両、資源・ごみ搬出車両の走行ルートと一部重複するが、工事用車両等は臨海道路南北線や東京港臨海道路などのルートを実行可能な範囲で選択し、重複を避けるよう配慮するため、利用経路への影響を回避・低減できると考察。また、海の森水上競技場のレクリエーションは臨港道路南北線から約 400m 東側にイベント広場や駐車場を整備した多目的エリアで行う予定で、レクリエーション利用者の走行動線が本事業の工事用車両などの走行ルートと交差することは考えにくいため、レクリエーション利用に影響することはないと考えることから、本事業による自然との触れ合い活動への影響は少ないと考えるため、予測・評価項目として選定しないとしてございます。

説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの調査計画書に関する説明について何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、谷川委員どうぞ。

○谷川委員 137 ページのところなんですけれども、雨水の取り扱いなんですけれども、私の記憶違いかもしれませんが、現状では、多分屋根の雨水を再利用しているように記憶しているんです。これを今見ますと、雨水利用するということなんですけれども、構内の道路の水を初期雨水を廃棄して、その後貯留槽にためて、それを利用するというような書き方になっていますけれども、その辺の、道路に降った雨を集めるというのは結構大変になってきますし、そこで有害物が入っている可能性がありますので、雨水利用するときのフローというのがもうちょっと明らかになるようなことを次の段階で記入していただければというふうに思っております。

以上です。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

雨水利用のフローが明らかになるようにということで、次のステップが評価書案になると思いますので、そのところの書きぶり等については、事業者に伝えまして調整を進めてまいります。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、小堀委員どうぞ。

○小堀委員 計画書の17ページのところの表4-4の設備概要ですが、ごみの品目を見ますと、多くは一般廃棄物の中間処理というので、家庭から出てくるもの、1つだけ道路公園ごみというのがありますが、道路公園ごみという言葉、余り聞いたことがないですが、これは道路及び公園から出る一般ごみなのか、あるいは道路、街路樹あるいは公園の樹木など伐採したときの樹木なども入るのか、具体的にどういうものなのか御説明をいただければと思います。

○森本アセスメント担当課長 今御質問いただいた道路公園ごみについてですけれども、基本的には小堀先生おっしゃった、道路に落ちる葉っぱであるとか、そうしたものも含まれますし、また枝だとか、そのようなごみになるかとは思いますが。

○柳審議会会長 よろしいですか。

小堀委員どうぞ。

○小堀委員 今の説明でちょっと釈然としないのですが、今のだと偶然落ちた落ち葉や枯れ枝、そういうもので、公園管理上あるいは道路管理上の樹木の伐採などとかそういうものは含まないという、そういう御説明だったのでしょうか。それとも、公園管理者の行う伐採した樹木、街路樹、育ち過ぎた緑、そういうものも入るのかをお聞きしたかったのですが。

○森本アセスメント担当課長 今、御質問いただいた点なんですけど、道路公園ごみということですので、こちらについては公園管理者が行った伐採だとか、そうしたものも含まれるものと現況としては見てございます。

○柳審議会会長 小堀委員、よろしいですか。

○小堀委員 はい、ありがとうございました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、宮越委員どうぞ。

○宮越委員 地盤についてお伺いしたいのですけれども、今回、評価の項目として選定されていませんが、108ページを見ると、同じ中央防波堤内の埋立地内で大きな地盤沈下、35mmとか25mmとか確認されているようです。同じ埋立地内でも埋め立ての時期であるとか様子であるとかによってその土地の地盤沈下で違うとは思いますが、ただ、大きな沈下が見られる地域という特性を考えると、やはりこの138ページの理由の中で、選定しなかったというのであれば、きちんとその旨も何か言及されてもいいのではないかと思います。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御指摘、ありがとうございます。

今いただいた108ページとの関連についての御指摘ですけれども、今いただいたことについては事業者のほうにはきちんと伝えてまいりたいと思います。

○柳審議会会長 それでは、藤倉委員どうぞ。

○藤倉委員 説明を多分いただいてなかったと思うんですが、そもそもここは埋立地だという表現がいっぱい出てくるんですけれども、下に何が埋まってて、表層土はどのような土で成っているのかというのがもしわかれば教えていただきたいんですね。

というのは、土壌汚染を調査項目にしているのは大変いいんですけれども、何が懸念されるから土壌汚染が調査項目になったのかというところがちょっとよくわからないのと、資料等調査で可能性があれば現状調査もするという事なんですけれども、多分、表層を調査されるんだと思うので、そもそも、この場所の成り立ちをちょっと教えていただければと思います。

○森本アセスメント担当課長 今、御質問いただいたことについてですが、ここの土地の成り立ちということなんですけれども、基本的には建設発生土ということで、きちっと基準等を侵していない建設発生土によって成っているということでございます。

○藤倉委員 いつできたんですか。

○森本アセスメント担当課長 今、追加されて御質問いただいた事項、それから先ほどちょっと御質問いただいた成り立ち、その歴史的なところとかも、今お答えができなくて申し訳ないんですが、次のステップが評価書案ということになりますので、そこに向けてはもう少しそのあたりのところもわかる形にしていきます。今いただいた御質問、御指摘も事業者のほうにお伝えしまして、評価書案への反映に向けて調整を進めてまいりたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、奥委員どうぞ。

○奥委員 141 ページの自然との触れ合い活動の場のところの記述に関してですが、都営バス路線と工事用車両のルートというのは重複を避けるようにするので、影響を回避・低減できると、さらに、レクリエーション、イベント、海の森水上競技場のレクリエーションの利用者についても走行動線とは重複しないというふう考えられるので、この項目は選定していないということなんですけれども、そもそも都営バスの路線がどこを通るという予定になっていて、そして、想定される工事用車両のルートがどういうふうになっているのか、さらにレクリエーション利用者の動線がどうなっているのか、そこをこの文章で表現するだけではなくて、ちゃんと図面に落として、動線が見えるようにお示しいただきたいなというふうに思っております、それで、それによってこの項目選定をしないという判断が妥当なのかどうかということも判断できるということになると思いますので、ぜひ図面でお示しいただ

きたいという要望でございます。

○森本アセスメント担当課長 今、先生に御指摘いただいたことについてですが、今回のこの調査計画書、こちらの141ページのほうでは、工事用車両の走行ルートについては、27ページのほうにございます。それから、バスの海の森へのアクセスですけれども、これは46ページのほうにございます。それを見ますと、バス路線については、工事用車両走行ルートと少し重なるという部分も確かにあるんですけれども、バスの運行時間とかその辺のところの兼ね合いも見つつ、工事用車両の走行にも配慮しつつというところで、レクリエーション場へのアクセスという点については、46ページの東西水路を挟んでの、上側に台形のところがありまして、計画地の東側のほうになるんですけれども、青色の点線で護岸に沿うような形で点線がございまして、ここのところについては、工事用車両というのは走行しないという形になるのが27ページと見比べていただければ御確認いただけると存じます。

ですので、今回については、こうした形で説明というか表記のほうはさせていただいてございます。

○柳審議会会長 よろしいでしょうか。

それでは、池本委員どうぞ。

○池本委員 先ほどの藤倉委員からの御質問についてちょっと私も感じていて、この場合、近くの道路で以前のアセスで地中の廃棄物があった場合があって、その対策を講じていたことがあったと思いますので、そういったことがあるのかなのかということの把握が必要なのかなというふうに感じていました。

あとは、この施設の性質上、そんなに掘削深が深くないのかなというふうに思っていますので、その掘削する深さとの関係で、そういった部分をさわるのかさわらないのかとか、そういったところがわかるといいのかなというふうに感じていました。

それからあと、地下構造物の存在について、この理由のところに出てきていたので、ある程度把握されているのかなというふうに感じていたんですけれども、その部分がわかれば教えていただけたらというふうに感じました。

あと2点ほどあるんですけれども、第二プラントと粗大ごみ破碎処理施設のほう为建设後災害廃棄物処理に備えて休止するというような記載があったんですけれども、こちらは今もそのような施設があってそのような運用をしているのかとか、機械物ですと全く使わないでしばらくあけてしまうと使えなくなってしまうようなこともあると思いますので、そういったところの対策というのはどのように考えているのかなというところが気になりまし

た。

それからあと最近では、最近建った施設でも焼却のほうの施設でプラットフォームとかの建築の関係で、構造の関係で中が夏場暑くなってしまうとかそういったようなことがあって、私は今、廃棄物とかリサイクル分野で気候変動の適応のことを考えるようなこともやっています、ちょっと環境影響評価に直接関係ないんですけども、そういったところで作業環境とか費用のことも考えながら、適切な作業環境になるように新しく建てる際には考えていただけるといいのかなというような、最近の経験でちょっと感じたものがありましたので、あわせて参考にさせていただけたらなというふうに感じています。

以上です。

○森本アセスメント担当課長 1 番目の以前のアセスでというような、こういったものが地中の汚染としてという、その辺のところの情報はどうなっているのかということ、それからどのあたりまで掘削かというような点についてですけども、来月以降のところでも項目審議に入りますので、その辺の情報については、確認がとれ次第お伝えしたいと思います。

それから、地下構造物については、実際のところまだ掘削等してみないとわからないという点もございまして、掘削した結果、必要があれば法令に沿って適切に対応していきたいと考えてございます。

それから、休止の話については、こちらでも確認をして御連絡をさせていただきたいと思えます。

作業環境の件については、ありがたい御意見ですので、こちらについては事業者のほうに作業に向けてということでお伝えしたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き受理報告お願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料の 10 ページをお開きください。事後調査報告書です。今回、調査報告書の数が結構多いものですから、事後調査において予測結果を上回った項目であるとか、そういったところを中心に説明をさせていただきたいと思えます。

それでは資料の 10 ページ、「一般国道 16 号横浜町田立体建設事業」でございます。

答申日等をご覧のとおりです。事業の種類は道路の新設です。

規模についてでございます。お手元でございます報告書の 3 ページをご覧ください。3 ページでございます。

延長が約 1.8 km、区間が、起点が神奈川県横浜市緑区長津田町、終点が町田市鶴間字 6 号となつてございます。

報告書の 4 ページをご覧ください。

車線数、今回は往復 4 車線でございます。構造形式といたしましては、高架構造と盛り土構造でございます。道路幅員が 20.7m でございます。

資料の 11 ページをご覧ください。

今回の調査対象となつた工事区間でございますが、図の No. 1、No. 2、No. 3、こちらの 3 区間が今回の調査対象とした工事区間でございます。

それでは、資料の 10 ページにお戻りください。

事後調査の区分は工事の施行中その 11 でございまして、調査項目・事項はご覧のとおりでございます。

まず、騒音（建設機械の稼働に伴う建設作業騒音）でございますが、こちらは、各工種における騒音レベル（ L_{A5} ）の事後調査結果 70dB～77dB は、予測結果である 62dB～65dB を全ての工種で上回つたとしております。予測を上回つた理由としては、主に国道 16 号一般部等の道路交通騒音の影響であり、掘削・支保工については、道路交通騒音の影響に加え、調査地点周辺は住居等が立地していないということから、仮囲いを一部設置しなかつたことによるものと考えたと考察しています。全ての工種において勧告基準は下回つたというところ です。

振動（建設機械の稼働に伴う建設作業振動）でございますが、こちらにつきましては、予測結果を全ての工種で下回り、勧告基準を下回つていたということでございます。苦情の有無については、なしとなっております。

それでは資料の 11 ページ、次をご覧ください。

今度の事業名は、「国分寺都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線」でございます。

番号・答申日・受理日についてはご覧のとおり、事業の種類は道路の新設でございます。

それでは、規模につきましてですが、事業調査報告書の 8 ページをごらんください。8 ページでございます。

延長が約 2.5 km、起点が府中市武蔵台三丁目、終点が国分寺市東戸倉二丁目でございます。今回、報告の対象としている工事は、No. 1～No. 5 の平面部及び西武国分寺線とのアンダーパス部における工事となっております。車線数は往復 4 車線、道路幅員が 36m となっております。工事期間、供用開始についてはご覧のとおりとなっております。

それでは、資料の 11 ページにお戻りください。

事後調査の区分は工事の施行中その5、調査項目・事項はご覧のとおりでございます。

まず、騒音・振動でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音ですが、各工種における騒音レベル(L_{A5})の事後調査結果は、予測結果を土工、舗装工で上回り、舗装工においては勧告基準を上回ったとなっております。土工、舗装工においてそれぞれ予測を上回った理由としては、歩道部の施工のため施工範囲と敷地境界の間に仮囲いを設置することが困難であったことなどが考えられるとしております。舗装工において勧告基準を上回ったのは12時台の限られた作業の実施時のみで、作業中に周辺住民等から騒音に関する苦情は寄せられていないとしております。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございますが、こちらは、予測結果と同程度または下回り、勧告基準を下回ったという結果でございます。

地盤（アンダーパス部の掘削工事による地盤の変形の程度）と水循環（アンダーパス部の掘削工事による地下水の水位の変化の程度）、こちら2つですが、こちらも予測結果のとおり、変化の程度というのは小さいと考察をしております。

それでは、資料の12ページをご覧ください。

廃棄物（工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量）でございます。

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊が予測結果を上回ったとなっております。その理由としては、予測時に想定していなかった切り回し（仮設）道路の舗装版や側溝などの撤去を行ったことが挙げられるとしております。また、予測していなかったその他瓦れき類（路盤材）、木くず及び建設汚泥が排出しましたが、これは道路舗装の路盤材及び木柵を撤去したほか、土工及び山どめ工事において掘削の際に建設汚泥が発生したためと考察しております。

苦情の有無はなしとなっております。

引き続きまして、13ページをご覧ください。

今度は、「大日本印刷市谷工場整備事業」です。

番号・答申日・受理日はご覧のとおり、事業の種類は高層建築物の新築、工場の設置となっております。

規模でございますが、お手元でございます報告書の2ページをご覧ください。

場所は、計画地、新宿区市谷加賀町1-1-1他でございます。

3ページをご覧ください。

敷地面積約5万4,900m²、延べ床面積約23万7,600m²でございます。施設用途としては

事務所、印刷工場などとなっております。

それでは、報告書の5ページをご覧ください。

5ページをご覧くださいますと、上のほうに施工区域計画となっております。今回Ⅲ期工事でございますので、一番右端のⅢ期工事、こちらについてでございます。調査対象としては、このⅢ期工事の中で行っております既存建物の解体工事が主となっております。

それでは、資料の13ページにお戻りください。

事後調査の区分、Ⅲ期工事の施工中その1でございます。調査項目・事項は、騒音・振動です。

まず、騒音・振動でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございます。

各地点における騒音レベル(L_{A5})の事後調査結果59dB～76dBは、東街区南側で予測結果を上回ったとしております。いずれの地点も勧告基準は下回ったとなっております。予測結果を上回った理由としては、建設機械が解体された瓦れきの上で稼働していたということから、防音壁の効果が十分に発揮されなかったこと、あと解体をしたものの衝撃音(瓦れきの落下、金属くずの積み込み作業)による影響などが考えられるとしてございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動、これにつきましては予測結果を下回り、勧告基準を下回ったという結果でございます。

下にあります苦情の有無でございます。

騒音・振動に関する苦情が51件、大気汚染(粉じん)に関する苦情が18件ございました。

騒音については、防音シート、防音パネルの増設、低騒音工法の併用などの対策を行っております。振動については、建設機械の作業スピードの低減、稼働箇所への砕石の敷設などにより影響の軽減を図ったところでございます。また、民家付近に騒音・振動を常時モニタリングし、結果を電光掲示板に表示し情報提供しております。

大気汚染(粉じん)につきましては、現場の散水頻度の向上、スプリンクラーの設置などによる散水の強化や各個別の苦情を申し立てた方への清掃対応を行ったということでございます。

以上でございます。

それでは、引き続きまして14ページをご覧ください。

今度は、「南山東部土地区画整理事業」でございます。

番号・答申日・受理日はご覧のとおりです。事業の種類は、土地区画整理事業でございます。

す。

それでは、お手元にご覧いただき、ちょっと分厚い報告書の3ページをご覧ください。

場所は、稲城市矢野口2433-1番地他となっております。

4ページをご覧ください。

施行面積約87.5haでございます。

引き続きまして、報告書の11ページをご覧ください。

今回の調査対象なんですけれども、11ページにございます㊸、㊹、㊺、㊻、㊼と各工区における造成工事、あるいは排水工などの土工事が中心となっております。計画人口、施行期間につきましては、ご覧のとおりとなっております。

それでは、再び14ページにお戻りください。

事後調査の区分は、工事の施行中その9でございます。調査項目・事項は、ご覧の5項目となっております。

まず、大気汚染（地形の改変（切盛土工事）によって発生する一般粉じん）でございます。

こちらは、降下ばいじんにつきましては、工事着手前の調査結果と同程度または下回ったとなっております。また、降下ばいじん（総量）の事後調査結果は、参考比較する「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」に示されている20t/km²/月を下回っておりますという結果です。

騒音でございます。

各工区・工種における騒音レベル（L_{A5}）の事後調査結果につきましては、地上1.2m：63dB～76dB、地上4m：69dBですが、予測結果である地上1.2m：62dB～72dB、地上4m：74dBをE工区の排水工で上回っておりましたが、全ての工区・工種で勧告基準は下回ったというところでは、E工区排水工で予測を上回った理由は、敷地境界付近に污水管を敷設する工事で、調査地点と建設機械の距離が最短で2mで、予測条件5mより近い箇所での稼働であったためと考察してございます。

次に、振動（建設機械の稼働による建設作業振動レベル）ですが、こちらは予測結果を下回り、勧告基準を下回ったという結果でございます。

水質汚濁（浮遊物質（SS）の濃度）でございます。

こちらは、事後調査結果は環境基準を下回っておりまして、予測結果のとおり三沢川の浮遊物質（SS）への影響は少なかったという考察をしてございます。

次に、史跡・文化財でございます。

こちらに関しまして、まず、計画区域内の文化財の現状変更の程度、次に 15 ページをご覧ください、周辺地域の文化財の損傷等の程度について予測評価をしてございますが、こちらにつきまして、2 つとも予測結果のとおり事業実施に影響はないと考察をしてございます。

次に、廃棄物（工事の施行に伴って排出される廃棄物及び建設発生土の排出量）でござい
ます。

今回、コンクリート塊が予測を上回っておりますが、その理由としては、既存土留め擁壁の地下部が予測で想定していたものよりも大きかったためということで考察してございます。また、伐採樹木につきましても予測結果を上回っておりますが、これは予測で想定した以上に幹回りが太く、樹高が高かったためと考察してございます。

下にある苦情の有無でございます。

振動に関しまして、重機の移動の際に家が揺れるという苦情が 2 件ございまして、重機の出力を落として作業を実施し、伐採樹木を移動させる際には極力スピードを抑えるなどの振動を低減させる対策を説明するなどし、御理解を得たという結果でございます。

それでは、16 ページをご覧ください。

今度は、「(仮称) 新滝山街道（八王子市丹木町一丁目～あきる野市牛沼）建設事業」でござい
ます。

番号・答申日・受理日はご覧のとおり、事業の種類は道路の新設でございます。

それでは、規模につきましては緑色の報告書の 5 ページをご覧ください。5 ページでござ
います。

延長は約 5.3km でございます。起点が八王子市丹木町一丁目、終点があきる野市牛沼とな
ってございます。

それでは、引き続きまして報告書 18 ページをご覧ください。18 ページです。

こちらの図を見ていただきますと、車線数は往復 4 車線でございます、構造形式として
は、一般部、橋梁部、掘割部、トンネル部と、この 4 つの構造形式から成ってございます。
供用開始は、既に平成 24 年度からされているというものでございます。

それでは、また資料の 16 ページにお戻りください。

事後調査の区分は、工事の完了後その 2 となっております。調査項目・事項は、ご覧のと
おりとなっております。

まず、植物・動物でございます。

まず、陸上植物に関しまして、今回、植物個体及び植物群落の変化の程度、また、緑の量

の変化の程度、生育環境の変化の程度につきまして予測評価をし、その事後調査報告をしておりますけれども、この3つとも予測結果のとおり、各変化の程度は小さいというふうに考察をしてございます。

次に、陸上動物でございます。

こちらにつきましても、陸上動物の消滅の有無及び変化の程度、また、生息環境の変化の程度、この2つについて、予測結果について事後調査報告をしております。今回の事後調査報告では、予測結果のとおり、各それぞれ変化の程度については小さいと考察をしてございます。

それでは、17ページをご覧ください。

景観でございます。

景観につきましては、地域景観の特性の変化と代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、この2つについて事後調査をしております。この2つとも事後調査の結果、予測結果のとおり変化の程度はそれぞれ小さいと考察をしてございます。

こちらにつきましては、下にある苦情の有無、これはなしとなっております。

それでは、引き続きまして18ページをご覧ください。

今度は、「光が丘清掃工場建替事業」でございます。

番号・答申日・受理日はご覧のとおりでございます。事業の種類は、廃棄物処理施設の設置でございます。

規模でございます。お手元でございます報告書の2ページをご覧ください。

所在地は、ここにありましており、光が丘駅の近く、練馬区光が丘五丁目3番1号でございます。

3ページをご覧ください。

面積が約2万3,000m²、処理能力が可燃ごみにおいて300t/日（150t/日・炉×2基）となっております。今回、調査の対象となります工事としては、以前ありました旧工場の管理棟あるいは工場棟の解体工事、あるいは土留工事が対象となっております。工事開始年度、工場稼働年度につきましては、ご覧のとおりとなっております。

それでは、再び資料の18ページにお戻りください。

事後調査の区分は、工事の施行中その1でございます。調査項目・事項は、ご覧の3項目となっております。

まず、騒音・振動です。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございます。解体工事における騒音レベル（ L_{A5} ）の事後調査結果（地上 1.2m:61dB～69dB、地上 4m:71dB～73dB）は、予測結果である地上 1.2m:56.9dB～63.2dB、地上 4m:77.4dB～83.6dB を B 地点及び D 地点の 1.2m において上回ったという結果でございます。全ての地点において勧告基準は下回ったという状況でございます。予測を上回った理由としては、予測時より敷地境界から近い位置で建設機械が稼働していたということを考察として挙げてございます。あと、土工事及び杭工事における騒音レベルにつきましては、事後調査結果は予測結果とほぼ同程度または下回り、勧告基準は下回ったということです。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございますが、こちらは解体工事及び土工事・杭工事ともに予測結果を下回り、勧告基準もそれぞれ下回ったという状況でございます。

土壌汚染（土壌中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量）でございます。

こちらは、ヒ素及びフッ素の汚染土壌処理基準不適合が、それぞれ 2 区画で確認されております。その他の調査地点において、第二種有害物質及び第三種有害物質について、土壌溶出量及び含有量ともに汚染土壌処理基準に適合しておりました。また、第一種有害物質について、全調査地点において土壌ガスは不検出であり、汚染土壌処理基準に適合してございます。地下水については、溶出量基準を超過した区画のいずれも地下水基準に適合しておりました。土壌汚染が確認された区画は、土対法に基づく形質変更時要届出区域に指定され、今回、工事の施行状況に合わせて一部の区画について掘削除去を実施し、土対法に基づく各処理施設へ適切に搬出したことから、本事業により、計画地及びその周辺地域において土壌に影響を及ぼすことはないものと考察してございます。

それでは、19 ページをご覧ください。

廃棄物でございます。

まず、解体工事に伴う廃棄物排出量でございます。

今回の解体工事において、その他瓦れき類が予測結果を上回ってございます。その理由としては、予測時には想定していなかった石積み擁壁の天然石を排出したということが挙げられるとございます。汚泥については、今回、解体工事に伴い設置した全覆いテントの基礎の杭工事に伴うセメント混じりの汚泥が発生したことが挙げられると考察してございます。建設発生土については、解体工事に伴う地盤整地作業が発生したことが挙げられると考察してございます。

次に、真ん中の建設工事に伴う廃棄物排出量でございます。

こちらでは、汚泥が予測結果を上回っておりましたが、その理由としては、土留め（SMW）の範囲を、当初ごみバンカ周囲に想定をしておりましたが、工事棟地下部が約 8m から約 13m へとなり計画から約 5m 深くなったことにより、土留め（SMW）の範囲を工場棟の周辺にも拡大したと、そのことによってセメント混じりの汚泥が発生したと考察してございます。

苦情の有無です。

騒音・振動に関する苦情、3 件ございました。朝礼時に騒音・振動の抑制に努めるよう周知徹底を図り、病院の聴覚検査のある診療時間中はブレーカーでの作業を中止することなどへの対応を行ったということです。これは、病院からの苦情の申し立てがあったということでございます。

説明は以上でございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料、20 ページをお願いいたします。

「西東京都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業」の事後調査報告書について説明させていただきます。

お手元のホチキスどめの報告書の 3 ページをお願いいたします。

こちら、本件は道路の新設でございます。図の下の起点、西東京市東伏見六丁目から、終点、西東京市北町三丁目までの延長約 3.9km、本線 4 車線、道路幅員は、一部区間 20m 以外は 36m のものがございます。

1 枚おめくりいただきまして、4 ページに道路計画図として平面図と縦断図、それから 5 ページに標準断面図が示されてございます。

4 ページの縦断図にございますとおり、構造は、一般部、掘割部、トンネル部、橋梁部から成ります。供用開始予定は平成 33 年度（2021 年度）、工事期間は平成 15 年度～平成 32 年度（2020 年度）の予定でございます。

9 ページをお願いいたします。

今回の調査対象期間は平成 29 年度、こちらの図の終点に近い区間で実施した工事の騒音・振動の事後調査結果の報告でございます。

本日の資料 20 ページにお戻りください。

事後調査の区分は工事の施行中その 14、調査項目・事項は騒音、振動でございます。

調査結果の内容は、騒音（建設機械の稼働に伴う建設作業騒音）です。

各工種の事後調査結果は、土工において予測結果を上回り、その他の工種では同程度また

は下回ってございます。また、全ての工種で環境確保条例に基づく勧告基準と同値または下回ってございます。土工で予測結果を上回った理由は、交差する道路の通行どめ期間を最小限にするため、複数の建設機械が同時に稼働せざるを得なかったことなどと考察してございます。

続いて、2 振動（建設機械の稼働に伴う建設作業振動）でございます。

各工種の事後調査結果は、土工（舗装版取り壊し）において予測結果を上回り、その他の工種では同程度または下回ってございます。また、全ての工種で環境確保条例に基づく勧告基準を下回ってございます。土工（舗装版取り壊し）で予測結果を上回った理由は、交差する道路の通行どめ期間を最小限にするため、複数の建設機械が同時に稼働せざるを得なかったことなどと考察してございます。

苦情はございませんでした。

続きまして、本日の資料 21 ページをお願いします。

「府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線及び国立都市計画道路 3・3・2 号東京八王子線（府中市西原町二丁目～国立市谷保間）建設事業」の事後調査報告書について説明いたします。

お手元のホチキスどめの報告書の 3 ページをお願いいたします。こちらの図は、事業区間位置図でございます。

本事業は道路の新設でございまして、図の中ほどより少し右上の起点、府中市西原町二丁目から中ほどより少し左下の終点、国立市谷保、甲州街道との交差点までの延長約 1.3km、本線 4 車線、幅員 36m の事業でございます。

4 ページをお願いいたします。

概要図として、平面図、縦断図、断面図が示されてございまして、縦断図から、構造が一般部と橋梁部から成ることを御確認いただけるかと存じます。

8 ページをお願いいたします。

今回は、平成 27 年度～平成 30 年 8 月まで、図の青の実線で囲まれた地域で実施した工事に伴う騒音・振動、それから廃棄物の事後調査結果の報告でございます。

本日の資料の 21 ページにお戻りください。

事後調査の区分は工事の施行中その 1、調査項目・事項は騒音・振動、廃棄物でございます。

続きまして、調査結果の内容です。

騒音・振動のうち、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、事後調査結果は予測結果を上回り、条例に基づく勧告基準を下回っております。理由として、地盤が想定よりかたく、建設機械を変更せざるを得なかったことと考察しております。

また、建設機械の稼働に伴う建設作業振動は、事後調査結果は予測結果を上回り、条例に基づく勧告基準を下回っております。理由として、地盤が想定よりかたく、建設機械を変更せざるを得なかったことと考察しております。

続いて、廃棄物（工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量並びに再利用・再資源化量）についてでございます。

この表の予測結果のほうですが、こちらは全工事期間中の総量、そして右側の事後調査結果は平成 27 年度の第 4・四半期から平成 30 年 8 月までの集計値でございます。

コンクリート塊が予測結果を上回った理由として、予測時に想定していなかったコンクリート製の地下構造物などを除去したことと考察しております。

こちらについて苦情はございませんでした。

続きまして、本日の資料、22 ページをお願いいたします。

「西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業」の事後調査報告書について説明いたします。

お手元のホチキスどめの報告書の 3 ページをお願いいたします。こちらは見開きでございますけれども、こちらの平面図をご覧ください。

本事業は鉄道の改良でございます。平面図の赤色の実線が事業区間で、起点が右側の中野区上高田五丁目から、終点が左側の中野区野方四丁目までの延長約 2.4km の連続立体交差によりまして 7 か所の踏切を解消する事業でございます。平面図、縦断図ともに黄緑色の表示が除去される踏切でございます。構造形式は、見開き下段の縦断図にございますとおり、地表、掘割、箱型トンネル、円型トンネルで、改良対象となる駅舎は新井薬師前駅、沼袋駅でございます。

工事期間は平成 25 年度～平成 32 年度の予定、供用開始時期は平成 32 年度の予定でございます。

今回の事後調査の区分は工事の施行中その 1、着工した平成 26 年 1 月～平成 28 年 3 月までが調査対象期間でございます。騒音・振動、それから廃棄物の調査結果についての報告でございます。

本日の資料 22 ページにお戻りください。調査結果の内容でございます。

1 騒音・振動のうち、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、各工種における騒音レベル（ L_{A5} ）の事後調査結果は、全ての工種で予測結果を下回り、騒音規制法の基準値及び条例の勧告基準を下回っております。

また、建設機械の稼働に伴う建設作業振動は、各工種における振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果は、全ての工種で予測結果と同程度または下回り、法の基準値及び条例の勧告基準を下回っております。

さらに、開削工事区間における鉄道振動は、鉄道振動（ L_{max} ）の事後調査結果は、1地点で予測結果を上回り、残りの地点では同程度、また、全ての地点で評価書現況値と同程度でございました。予測を上回った理由は、予測条件に考慮していなかった分岐や継ぎ目が測定箇所付近にあったことと考察しております。

続いて、廃棄物（建設廃棄物及び建設発生土の排出量）についてでございます。

この表なんですが、予測結果については、平成26年1月～平成33年（2021年）3月、全工事期間、そして右側の事後調査結果については、平成26年1月～平成30年（2018年）3月までのものでございます。事後調査結果では、予測していなかった廃プラスチック、木くずが発生しております。

苦情については、昼間・夜間における建設作業騒音39件、建設作業振動18件、開削区間の鉄道振動3件の苦情が寄せられております。施行内容の説明や施工方法の再考、仮囲いの形状を変える、軌道の整備などの対応をすることで御理解をいただいております。

以上でございます。

○真田アセスメント担当課長 以上が事後調査報告でございます。

それでは、資料の23ページをご覧ください。ここからは変更届のほうになります。

事業名が、「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」でございます。

番号・答申日・受理日はご覧のとおりでございます。事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

規模でございます。

それでは、お手元にご覧の変更届をご覧ください。変更届2ページでございます。

場所は、港区虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目内でございます。

隣の3ページをご覧ください。

今回の開発計画ですが、延べ床面積が約81万9,600 m^2 、最高高さがG.L. +約323mとなっております。

主要用途としては、事務所、住宅、商業施設、医療施設、教育施設となっております。
現在、このA街区、B-1・2街区及びC街区の中の既存建物の解体工事を行っているところでございます。工事期間と供用開始はご覧のとおりとなっております。

それでは、資料23ページにお戻りください。

変更理由でございます。

手続の進捗及び事業の進捗による事業計画の見直しの結果、事業者の名称、施工計画及び工事予定期間を変更するものです。

変更内容でございます。

変更前についてはご覧のとおりでございます。

変更後でございます。

事業者の名称が、虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合となっております。施工計画は、既存建物の解体工事を段階的に実施というふうに変更になっております。工事予定期間ですが、平成30年5月～平成35年3月となっております。工期が約59か月にそれぞれ変更となっております。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果でございますが、環境影響評価項目のうち、騒音・振動について予測・評価の見直しを行っておりましたが、変更後の予測結果は変更前と同程度であることから、評価の結論としては変わらないとしてございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料24ページをお願いいたします。

「東京都市計画道路環状第2号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」の変更届について御説明いたします。

お手元のホチキスどめの冊子の4ページ、これはA3の見開きですが、こちらをお願いいたします。こちらが本事業の、上が平面図、下半分が縦断図、右が標準横断図となっております。

上半分の平面図をご覧ください。

本事業は道路の新設で、道路事業と再開発事業がございまして、道路事業は計画路線の右側の港区東新橋二丁目が起点、左側の港区虎ノ門二丁目が終点の延長約1.4km、平面部、トンネル部の本線が4車線、側道が2車線となっております。

下半分の縦断図をご覧ください。

左の補助第1号線と接するところからトンネル部入口までが平面部、それより東はトンネル部となっております。

工事予定期間は、平成 17 年度～平成 34 年度（2022 年度）まででございます。

また、再開発事業については、平面図、縦断図ともに、こちらの緑色の箇所が該当しまして、港区新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一～三丁目他が計画地となっております。

区域面積は 7 万 9,800m²、建物高さは右の I 街区が 64m、II 街区が 80m、工事期間は平成 15 年度～平成 22 年度でございます。

本日の資料 24 ページにお戻りください。

こちらは、変更内容の概略でございます。

1 変更理由は、臨海方面との接続を行い、環状 2 号線（虎ノ門～臨海）全線を供用することとしてございますが、築地市場の移転の遅延により臨海方面との接続が遅れまして、既定事業期間内に工事が完了できないため道路事業の工事期間を変更するというもので、工事期間の終期を平成 32 年度から平成 34 年度へ、完成予定年度も同様に変更するものでございます。

評価項目の再評価（見直し）結果は、工事期間は変わりますが工法・規模などの予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

以上でございます。

○真田アセスメント担当課長 以上 2 件が変更届でございます。

では、最後なんですけど、資料の 25 ページをご覧ください。東京都環境影響評価条例第 90 条に基づく報告でございます。

この第 90 条ですが、環境アセスメント条例の施行に関しまして、必要な限度の範囲において事業者に対し必要な報告を求めることができるというものでございます。

この 90 条に基づき報告をさせていただきます。

事業名が町田市資源循環型施設整備事業、番号・答申日・受理日はご覧のとおりです。事業の種類は、廃棄物処理施設の設置となっております。

それでは、規模につきましては、お手元でございます 90 条報告の 3 ページをご覧ください。

所在地につきましては、黒い四角といいますか、この形で囲まれた町田市下山田町 3160 番地という場所でございます。

それでは、報告書の 4 ページをご覧ください。

敷地面積が約 7 万 8,000m²、処理対象物としては、この処理施設では一般廃棄物（ごみ）のうち可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみでございます。処理能力としては、熱回収施設（焼却施設）が 258t/日（129t/日・炉×2 基）でございます。あと不燃・粗大ごみ処理施設が 47t/

日、バイオガス化施設が 50t/日という処理能力でございます。

主な建築物等は、工場棟、管理棟、煙突で成っております。現在、この事業につきましては、既存の廃棄物処理施設の管理棟を解体して新たな処理施設を建てるに当たって必要となる造成工事及び土工事を施行中という状況でございます。

工事予定期間、供用開始予定については、ご覧のとおりとなっております。

それでは、資料の 25 ページにお戻りください。

区分としては、条例 90 条に基づく報告です。項目・事項としては、生物・生態系となっております。

1 生物・生態系（環境保全のための措置の実施状況）でございます。

今回の事業における評価書時点において、猛禽類であるチョウゲンボウがおりますが、猛禽類調査では計画地及びその周辺での出現を確認していたものの、計画地内での営巣・繁殖は確認されていなかったというものでございます。また、チョウゲンボウへの影響については、現地での確認状況を踏まえ、本事業による影響は小さいと予測し、工事の完了後における保全措置（既存工場棟の跡地にまとまりのある緑地を配置する）を講じることで、造成により消失した生息環境の一部回復に配慮するというような計画となっております。

ところが、平成 29 年 7 月の着工以降の事後調査時点におけるチョウゲンボウについては、平成 30 年度調査で既存工事棟の一角に新たな営巣・繁殖を確認したというものでございます。これにつきまして、対応について専門家に相談し、新たな施設において代替地となる営巣スペースを確保するという方針を定めたということでございます。このチョウゲンボウの営巣に対して工事の継続が問題ないということも専門家に確認済みとなっております。

専門家の助言を踏まえまして、今後も年 2 回のチョウゲンボウの営巣、あるいは繁殖状況等のモニタリング調査を継続して行うという予定でございます。

以上が 90 条に基づく報告でございます。

報告は以上となります。

あともう一つ、資料の 9 ページをご覧くださいますと、4 番目に着工届がございます。事後調査計画とともに出すものなのですが、「川口土地区画整理事業」、こちらが平成 31 年 2 月 13 日付で着工届が提出されたというものでございます。

受理報告の説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

事後調査報告書が 9 件、変更届が 2 件、着工届が 1 件、その他、条例 90 条に基づく報告が

1 件ということになっておりますが、ただいまの説明について何か御質問等あればお伺いします。

いかがでしょうか。

それでは、坂本委員からどうぞ。

○坂本委員 今日、騒音に関する報告書が大分多かったですけど、最初のほうの 10 ページの一般国道 16 号、それから 11 ページの国分寺都市計画道路 3・2・8 号、それから 13 ページの大日本印刷、この 3 つが予測結果を 10dB 以上上回っていて、ちょっと細かく理由については追い切れていないんですけども、いずれにしても 10dB も上回るというのはいかがなものかというか、大日本印刷は特に苦情が 51 件もあって、恐らく騒音の影響も大きい地域だと思っておりますけども、こういったところで予測がかなり精度が悪いというのはどうかと思うので、もっと予測の精度を上げていただいて、事前に騒音がどれぐらいなのかという精度を、よく予測をした上で対策を考えていただきたいなと思いました。

特に大日本印刷は、65dB と予測していたのが 76dB ということで、混み合ったところなどで苦情も出るだろうなというのは予測されると思うので、というのが意見です。

それからもう一つ、18 ページの光が丘清掃工場のほうは、今度は逆に予測が 86dB なんですけども、実際の調査結果は六十幾つというところがあって、これは報告書を見ると、全覆いテントをかけた効果でそのようになっているということのようなので、こういうふうに対策によって効果があるということについては、この報告書にも一言書いておいていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、最初の数件については、何で 10dB も上回ったのかという分析をもうちょっとしていただいて、次回以降の予測に役立てていただきたいと思います。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 貴重な御意見ありがとうございます。

特に大日本印刷の市谷工場につきましては、委員の御指摘のとおり、騒音・振動に関する苦情が 51 件あったということと、予測を上回った理由としては、建設機械が解体された瓦れきの上で稼働していたため防音壁の効果が十分発揮されなかったということでございますが、いずれにしても予測結果を上回ったということで、今後は当然ながら予測の精度をきっちり上げるよう事業者と調整を図っていきたいと思います。

騒音・振動につきましても、当然ながら予測の精度を上げた上で、それに見合う形の対策をするよう、これもやはり事業者と調整を図っていきたいと考えてございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、池本委員どうぞ。

○池本委員 今回の坂本先生の御意見に関連してなんですけれども、この資料だけを見ていると、事後調査は事後調査で数字が出た、それで苦情は苦情で出たというようなふうにも読めますので、事後調査が対策に反映されているのかどうかというのが少し疑問に思うようなつくりというか、そういう感じになっています。なので、数字が高い値が出ている時点で、苦情が出る前に、対策を強化するとか、そういうための事後調査でもあると思いますので、苦情が51件出る前にもっとやれることがあると思いますし、今、その1の報告ですので、それ以降同じような工種があるのかというのもあるんですけれども、反映していただけたらいいんじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 今の大変貴重な御指摘、ありがとうございます。

13ページにありますように、これは市谷工場ですけれども、騒音・振動に関する苦情があったことによって、苦情の有無のところにも書いてありますけど、防音シートだとか防音パネルの増設、これにつきましては、報告書の21ページをご覧くださいますと、写真を載せてありまして、防じん・防音シートというのを通常よりも高く設置をしたり、あと22ページをご覧くださいますと、音が出るような工事で、どういう工事が今後行われるのかということで、事前に週間作業内容の掲示をしたり、あるいはその下の写真1-4にありますとおり、計画地南側の住宅に配慮した防じん・防音パネルといったものを対策としてはとっております。

ただ、しかしながら、委員の御指摘の、こういう騒音・振動には苦情があるため、あらかじめこういうものをとっておいたほうがいいのではないかということにつきまして、御指摘のとおりでございますので、事業者のほうにきちんと伝えてまいりたいと考えてございます。

○柳審議会会長 それでは、藤倉委員どうぞ。

○藤倉委員 2つ質問ですが、今日の資料の19ページの光が丘清掃工場ですけど、廃棄物のところで廃プラの再利用率が54%と非常に低くなっていて、これは報告書のほうを見ると、アスファルトルーフィングが解体時に出て、これがリサイクルができにくかったのだとあるのですが、インターネットで調べたら、アスファルトルーフィングというのは紙とか板にアスファルトを浸み込ませて防水機能を持たせたものとなっているので、本当に廃プラという分類で合っているのかどうかを、一応確認をしていただければと思います。それが1点目。今日ここでのお答えじゃなくてもいいです。

それから2点目は、16ページにある新滝山街道ですとか、もう1つ20ページにある西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線のこの2つに関しては、事後調査で、ほかの道路工事でやっているような廃棄物の排出量の報告をすることにそもそもなっていないようなんですけど、これは平成十年度代の前半というのは、廃棄物の排出量は報告させない事後調査計画でよいということになっていたからなんでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 まず、アスファルトルーフィングを廃プラに分類するかどうかは、確認をさせていただきます。

それで、もう1つが新滝山街道ですけども、今回の事後調査報告では、陸上植物、陸上動物、あと景観でございますが、これは既に工事期間としては平成24年度に終わっております。

まず、新滝山街道のほうですが、こちらは答申日が平成8年10月21日となっております。当時は廃棄物について、予測評価の項目には入ってなかったということでございます。それと同じように、西東京都市計画道路につきましても平成10年10月30日に答申となっておりますので、このときもやはり廃棄物については予測評価の対象、そもそも項目がなかったということでございます。

○柳審議会会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

それでは、谷川委員どうぞ。

○谷川委員 今日の資料の15ページのところなんですけど、南山東部土地区画整理事業の廃棄物のところなんです。この報告書の127ページのところに書いてあるんですけども、混合廃棄物については適切に処理しましたみたいな記載が報告書には書かれているんですけども、定量的な数値がその表にもあらわれてないので、このあたり、報告書を出すときにきちんと整合性をとっていただきたいということが1点目です。

それから伐採、これもちょっと細かくて申し訳ないんですけど、樹木が予想よりも大きかったよということで、これはやむを得ないんですけど、ただ理由が、幹回りが太く樹高が高かったとかなり詳細なんで、じゃ本数はカウントを間違えたんじゃないですかとかそういうことがありますので、ちゃんと理由も細かくやるのであれば、想定されるもの全て書いていただければというふうに思いました。

それからもう一点は、19ページの光が丘清掃工場建替事業のところの廃棄物の解体工事に伴う廃棄物排出量ということで、これは建設発生土がそこそこ出ているんですけども、その理由として解体工事に伴う地盤整地作業が発生したことが挙げられるというふうに書いて

ありますけれども、解体で整地をするときに何で残土が発生するのか、ちょっと私は理解できなかつたものですから、そこをちょっとお伺いしたかつたんです。

○真田アセスメント担当課長 まず、南山土地区画整理事業のほうですけれども、報告書の127ページを見ますと、「混合廃棄物は運搬・処分の許可を持つ業者に委託し、適切に処理した。」となっておりますが、委員の御指摘のとおり、確かに混合廃棄物が実際どれくらいと定量的に表現はされてはいないということです。事後調査の報告としては、その辺整合を図るように事業者には伝えてまいりたいと思います。

もう一つが、同じ南山土地区画整理事業で、樹木の伐採について。想定より樹高が高かつた、あるいは幹回りが太かつたが、本数はどうかということでございます。

当然、その辺はここまで詳しく書くのであれば、わかるのであれば、その辺は事業者に確認をとった上で、詳細に書いてくださいと申し伝えをしたいと思います。

もう一つ、最後が光が丘清掃工場建替事業、これが解体工事に伴う地盤整地作業ということでございますが、解体工事をして、当然基礎あるいは上物の解体をしたということでございますので、例えばコンクリートの床、床板のコンクリートを除去して、その後、当然次の本体工事に向けて、ならしというか準備を兼ねた形での地盤整地作業をしたその結果、建設発生土があつたのかと考えられると思います。

○谷川委員 私もそう思ったんですけど、そうすると、それは発生じゃないですね。要は、そこのところを整地したので、むしろその後の建設工事に伴って、それを除去するために、物を外に排出したということなら合点がいくんですけども、解体工事のところではカウントしているのがちょっとよくわからなかつたという、そういう質問です。

細かな質問ですから、後で結構です。そこはちゃんとわかるようにしてくださいということです。

○真田アセスメント担当課長 簡単に言うと、この地盤整地範囲、地盤の整地工事というのは、全覆いのテント、あとそれの中にある建物の解体工事、これが全部解体工事に含まれているということで、今回の地盤の整地に伴つた発生土も、その解体工事のほうにカウントがされているというような建てつけのようでございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、森川委員どうぞ。

○森川委員 大気汚染ですけれども、先ほどからちょっと出ている大日本印刷市谷工場整備事業のところですが、苦情が結構出ているということで、これは18件ということで場所柄も

あると思うんですけど、一遍に苦情が出て、いろんな対応方法ができたというところで、苦情に対しては対応ができたということなのか、それともばらばらに、何回も苦情が来て、そのたびに何かしておさまっていったのかというところが見えなかったんですが、理想的には1回出て、それで全部対応して、それ以降なかったというようなことだと大変よかったかなと思うんですが、いかがですか。

○真田アセスメント担当課長 今回の大気汚染の苦情件数は18件ありました。これに関しましては、今回、事後調査の対象期間というのがございます。その事後調査の対象とした期間の中で出てきた苦情でございます。

それで、主な苦情の内容に対して、当然ながら粉じんとか、ほこりが舞っていますとか、そういった苦情があった。それに対しまして、そのたびに事業者のほうとしては、そのときでできる対応をしていたようでございます。

○森川委員 結構長い期間の間のことだったんですね。

○真田アセスメント担当課長 今回の報告においては、平成28年8月～平成30年3月にかけてこれだけの苦情があったということでございます。

○森川委員 わかりました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、池本委員どうぞ。

○池本委員 光が丘清掃工場建替事業の事後調査で、アスベストの対策をしながら工事をしたというのが報告書の45ページのところの記載にあるんですけども、こちらの中で2段落目のところで、建物を囲いという言葉が書かれていまして、こういった全覆いテントの関係、全覆いテントの中でまたそういう対策地域だけそういう囲いをしたのかとか、あとそれで排気の扱いとかどのようにしたのか、あとその排気について例えば大気測定をしているのかとか、そういったところが少し気になりましたので、もしわかる部分がありましたら教えていただけますでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 今の池本委員の御指摘、貴重な御指摘ありがとうございます。

50ページをご覧いただければと思います。環境保全のための措置の実施状況（その他）ということで、ダイオキシんと、51ページにアスベスト対策がございます。こちらの中で、アスベスト除去作業とか、あと煙突内筒ライニングの撤去作業ということにつきましては、石綿飛散防止対策マニュアルとか、建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアルということでは書いてはございますが、委員の御指摘のとおり、もうちょっと踏み込んだ形

での記載のほう望ましいということでもありますので、こちらにつきましては事業者のほうには伝えてまいりたいと考えております。

○柳審議会会長 それでは、佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員 今回のことにも少し関係するのですが、西武鉄道新宿線連続立体交差事業の2つの駅でも、もう既に終わってしまっておりますけれども、アスベストの成形板が見つかっていて、現在こういったレベル3のものはアスベスト成形板対策マニュアルでそれほど厳しくしてないようですが、近々、今年度中にも答申され、新たに大気汚染防止法で飛散の恐れがあるということが出てくる可能性が高いので、この2つの駅は終わりましたけれども、この事業者は次々こういった工事をしていくときには適切に対応していただきたいと思っております。

それと、光が丘清掃工場のほうは、作業者の保護具着用状況がよくわかるのですが、こちらのほうも多分きちんと保護具をつけているのではないかと思われそうですが、その辺の状況がわからないので、これ以降はきちんとした業者が保護具をつけているのかどうかとか、まだ普及はしていませんけれども、そろそろ現場でアスベストを測定できる手法もできてきておりますので、将来的にはそういったものでしっかりと見ていただければというふうに思います。

以上です。

○森本アセスメント担当課長 貴重なお話、ありがとうございます。

まず、マニュアルの改定の件についてですが、確かにこちらの西武鉄道新宿線の関係ですが、今回のこの駅以降についてもということで、その点については事業者のほうにしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

それから、西武鉄道新宿線についても、アスベストの除去作業に当たってのということについては、やはりいただいた御意見について、こちらでも事業者のほうに伝えてまいりたいと思っております。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、受理関係についてはこれで終わります。

そのほか何かございますでしょうか。

特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終えたいと思っております。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 0 時 04 分閉会)